

**【 投薬 】****461 プレガバリン（手根管症候群等）の算定について**

《令和7年2月28日》

**○ 取扱い**

- ① 次の傷病名に対するプレガバリン（リリカカプセル・OD錠）の算定は、原則として認められる。
- (1) 手根管症候群
  - (2) 頸椎症性神経根症
  - (3) 肋間神経痛
  - (4) 糖尿病性末梢神経障害
  - (5) 帯状疱疹後神経痛
  - (6) 坐骨神経痛
  - (7) 三叉神経痛
  - (8) 脊髄損傷後疼痛
  - (9) 帯状疱疹
- ② 次の傷病名に対するプレガバリン（リリカカプセル・OD錠）の算定は、原則として認められない。
- (1) 腰痛症
  - (2) 関節炎
  - (3) 変形性膝関節症
  - (4) 外傷、打撲傷
  - (5) 糖尿病
  - (6) 術後疼痛
  - (7) 疼痛
  - (8) 難治性疼痛
  - (9) 頸肩腕症候群
  - (10) 侵害受容性疼痛

**○ 取扱いを作成した根拠等**

プレガバリン（リリカカプセル）の添付文書の効能・効果は「神経障害性疼痛」、「線維筋痛症に伴う疼痛」である。当該医薬品は、中枢神経系において、電位依存性カルシウムチャネルの $\alpha 2 \delta$ サブユニットと結合することにより興奮性神経伝達物質の過剰な遊離を抑制することで、帯状疱疹後神経痛などの末梢神経性疼痛に対して有意な鎮痛作用を有しており、日本ペインクリニック学会の「神経障害性疼痛薬物療法ガイドライン 改訂第2版」においては、神経障害性疼痛の第一選択薬の一つとして示されている。

神経障害性疼痛は、同ガイドラインによると「体性感覚神経系の病変や疾患によって引き起こされる疼痛」と定義され、末梢神経から大脳に至るまでの侵害情報伝達経路のいずれかに病変や疾患が存在する際に生じるとされており、上記①の傷病名は神経障害性疼痛をきたす疾患であり、当該医薬品が有用と考えられる。

一方、上記②の傷病名は、神経障害性疼痛の発症要因には該当しないことから当該医薬品の適応はないと考えられる。

以上のことから、①の傷病名に対する当該医薬品の算定は原則として認められ、②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。